

5高福第1200-1号  
令和5年5月2日

各高齢者施設等管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長  
( 公 印 省 略 )

### 5類感染症への移行後の感染防止対策について（通知）

愛知県では、令和5年2月27日から『警戒領域』での感染防止対策』に移行し、県独自の感染防止対策により第8波の終息に向けて取り組んでいます。

現在、本県においては、新規陽性者数や入院患者数は低い水準を維持しており、5月8日からは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更される予定です。

このため、5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねられることになりました。

一方で、重症化リスクが高い高齢者の方に対しサービスを提供する高齢者施設等については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、感染症法上の位置づけ変更後も、高齢者施設等における感染対策の徹底を当面継続することとされています。

各高齢者施設等におかれては、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために基本的な感染対策を徹底していただき、引き続き介護サービスの継続に努めてください。

### 記

- 「高齢者施設等における感染対策等について」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/459008.pdf>

- 「高齢者施設等における令和5年度の新型コロナワクチン接種について」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001083714.pdf>

○ 「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」

国において、3月13日からは、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとされましたが、重症化リスクの高い方が多く生活する高齢者施設等の従業者は、引き続き、勤務中のマスク着用が推奨されています。

また、御家族等が高齢者施設等を訪問する際もマスクの着用が推奨されていますので、適切な御対応をお願いいたします。

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/448824.pdf>

○ 陽性者が発生した場合の対応方法等

・「高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について」 URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/418237.pdf>

・「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル」 URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

・医療体制緊急確保チームが作成した動画

URL: <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdoug.html>

・県看護協会が作成した介護施設・高齢者施設向け感染対策の講座（動画）

URL: <https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/>

○ 県高齢福祉課への報告について

感染症法上の位置づけの変更を機に全数把握を見直し、5月8日以降は入所・入居系施設及び通所・短期入所系事業所において一定数以上（※）の感染が発生した場合のみ報告をしていただく取扱いに変更しました。

※ 10名以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合

（発生時のみ。その後の経過を報告する必要はありません。）

「新型コロナウイルス感染症の発生に係る報告について」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460646.pdf>

報告様式: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460647.docx>

○ 療養期間等の考え方について

感染症法上の位置づけの変更後は、他人に感染させるリスクが高い発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控え、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨。

・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/459006.pdf>

○ 面会等の留意点について

「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」

URL <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/448343.pdf>

○ クラスター発生及び感染拡大を抑制するための支援策

＜職員に対するスクリーニング検査＞

入所系施設等（「医療みなし」を除く）において、利用者に接する業務に従事する職員に対する定期的なPCR検査（無料）を実施しております。

（令和5年4月下旬から6月までスクリーニング検査事業を実施）

※ 委託先事業者が設置する相談窓口（申込み等関係 052-485-6351）

＜衛生資材等の購入補助＞

罹患者発生施設等に対し、施設における衛生用品の購入、消毒実施等に要する費用等への補助を行います（介護サービス確保対策事業費補助金）。

※ 令和5年度の申請については、後日、高齢福祉課HPでお知らせします。

○ 事業継続計画（BCP）の点検・策定

令和3年4月から、全サービスについてBCPの作成が義務づけられています。

（令和6年3月まで努力義務）

※事業継続のため衛生用品等の計画的な備蓄に努めてください。

- ・「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、様式等

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

- ・「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

○ 高齢福祉課からの新型コロナウイルス感染症関連のお知らせ

URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronatsuuti.html>

担 当 施設グループ

電 話 052-954-6287 (ダイヤルイン)

担 当 介護保険指導第二グループ

電 話 052-954-6861 (ダイヤルイン)